



長野県報

3月31日(木)
平成23年
(2011年)
号外

目次

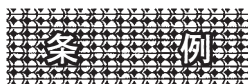
条例

長野県税条例の一部を改正する条例(税務課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県税条例の一部を改正する条例(条例第22号)

- 1 地方税法の一部改正に伴い、心身障害者多数雇用事業所が助成金の支給を受けて取得した事業用家屋等に係る不動産取得税の減額措置の適用期限を平成23年6月30日(現行平成23年3月31日)まで延長することとしました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行します。



長野県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第22号

長野県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第16条第1項、第3項及び第5項中「平成23年3月31日」を「平成23年6月30日」に改める。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

税務課